建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について

建築基準法第51条では、卸売市場やごみ焼却場などの特殊な用途に供する建築物で、都市計画においてその敷地の位置が決定していないものは、同条のただし書きの規定に基づき都市計画審議会の議を経たうえで、特定行政庁の許可を得れば建築することができることとなっている。

申請者	敷地の位置(用途地域)	面 積	備考(処理施設の種類及び処理能力)
株式会社 野原商会 代表取締役 野原 和彦	北九州市門司区 新門司三丁目25番 (工業地域)	敷地面積: <u>2,596.52 ㎡</u> 建築面積: <u>1,168.83 ㎡</u> 延べ面積: <u>1,697.75 ㎡</u>	【本社工場】 産業廃棄物処理施設 ・廃プラスチック類の破砕施設 58.8 t/日(24時間) 一般廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 42.2 t/日(5時間)

申請地は付近見取図(資料265-1)に示すとおり。

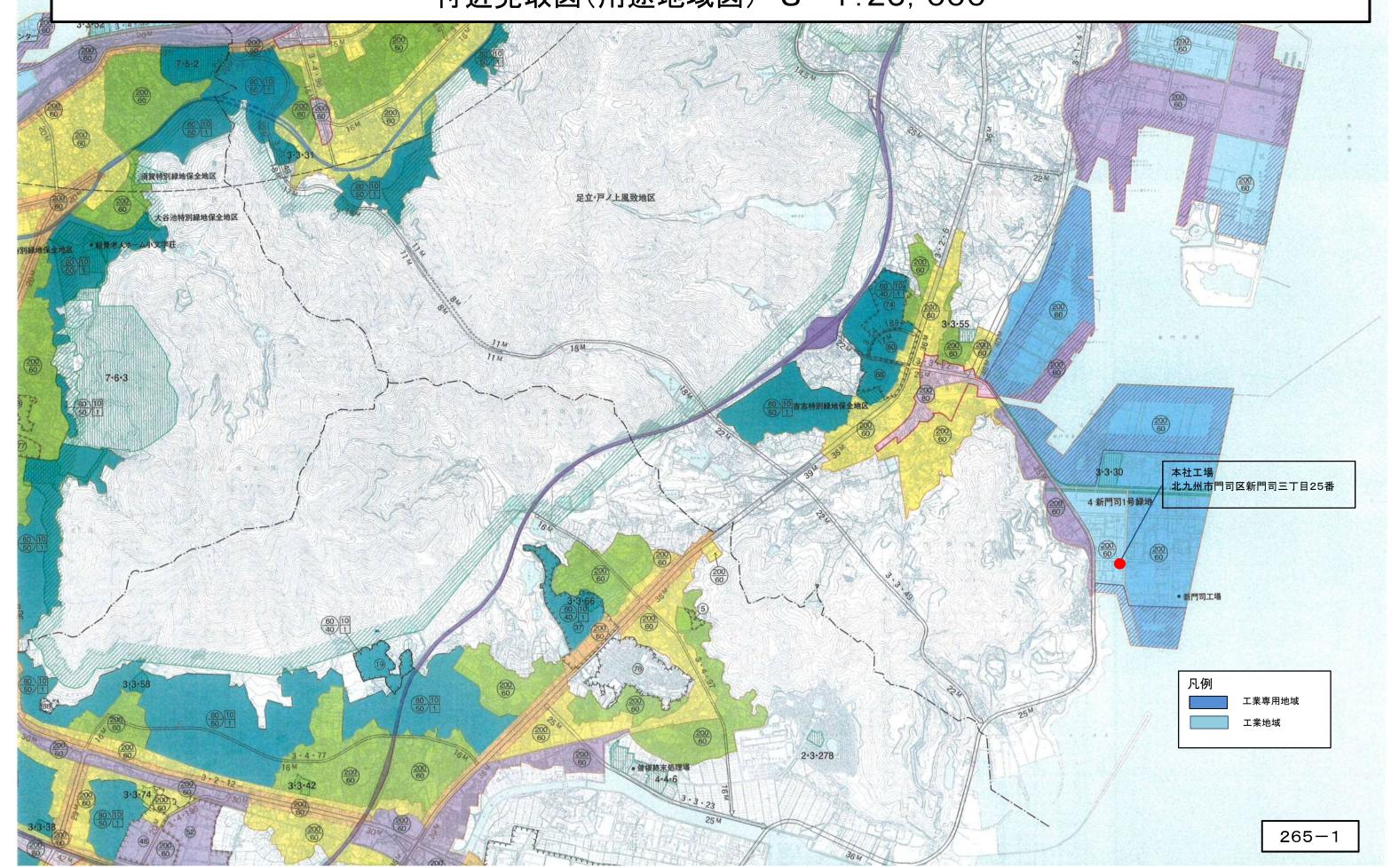
(建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を必要とする理由)

平成4年3月から、産業廃棄物処理業【廃プラスチック類の破砕処理: 4.9 t/日(8時間)他】を営んでおり、廃棄物の再資源化100%を目標に、廃プラスチック類及び紙くず、金属くず等の再資源化のための処理業務を行ってきた。

今回、処理業務の拡大を図るため、運転時間を延長し産業廃棄物である廃プラスチック類、及び木くず等の破砕処理量を増やす。また新規に一般廃棄物である紙くず、繊維くず等の処理を追加することを計画しているため、建築基準法第51条ただし書きの規定による許可を申請するものである。

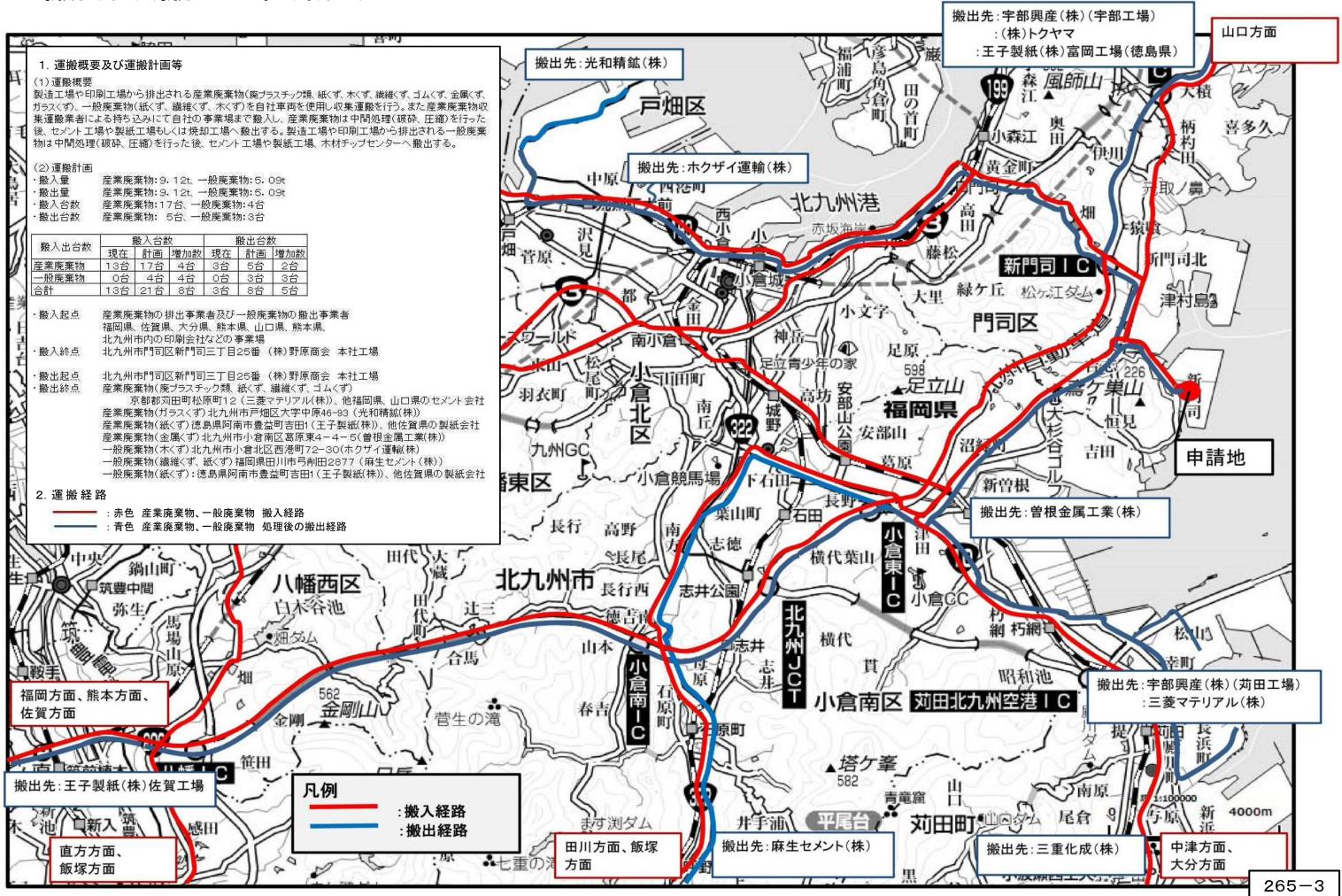
なお、今回の許可において、建物の新築等の予定はないが、破砕処理に係る設備機器を1機新規に導入する。

建築基準法第51条の規定によるごみ処理施設等の用途に供する建築物の敷地の位置について 付近見取図(用途地域図) S=1:25,000

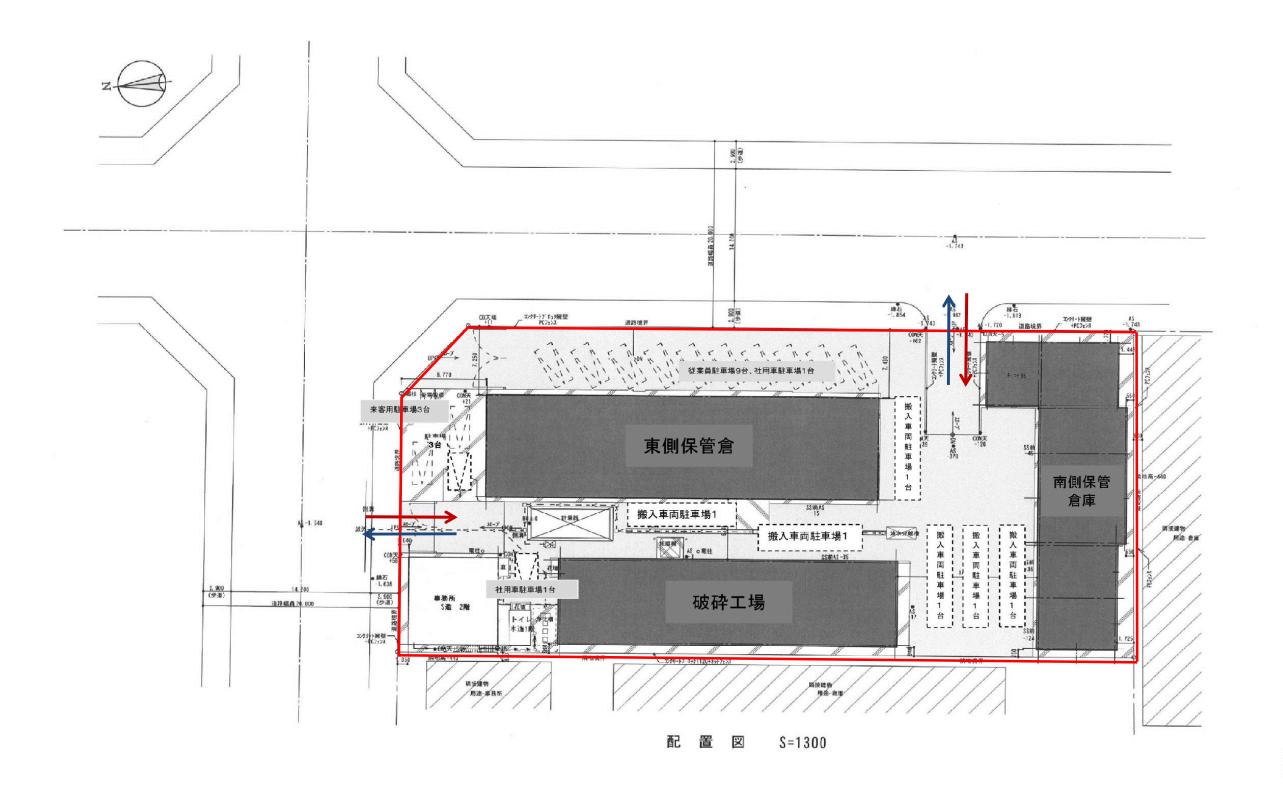




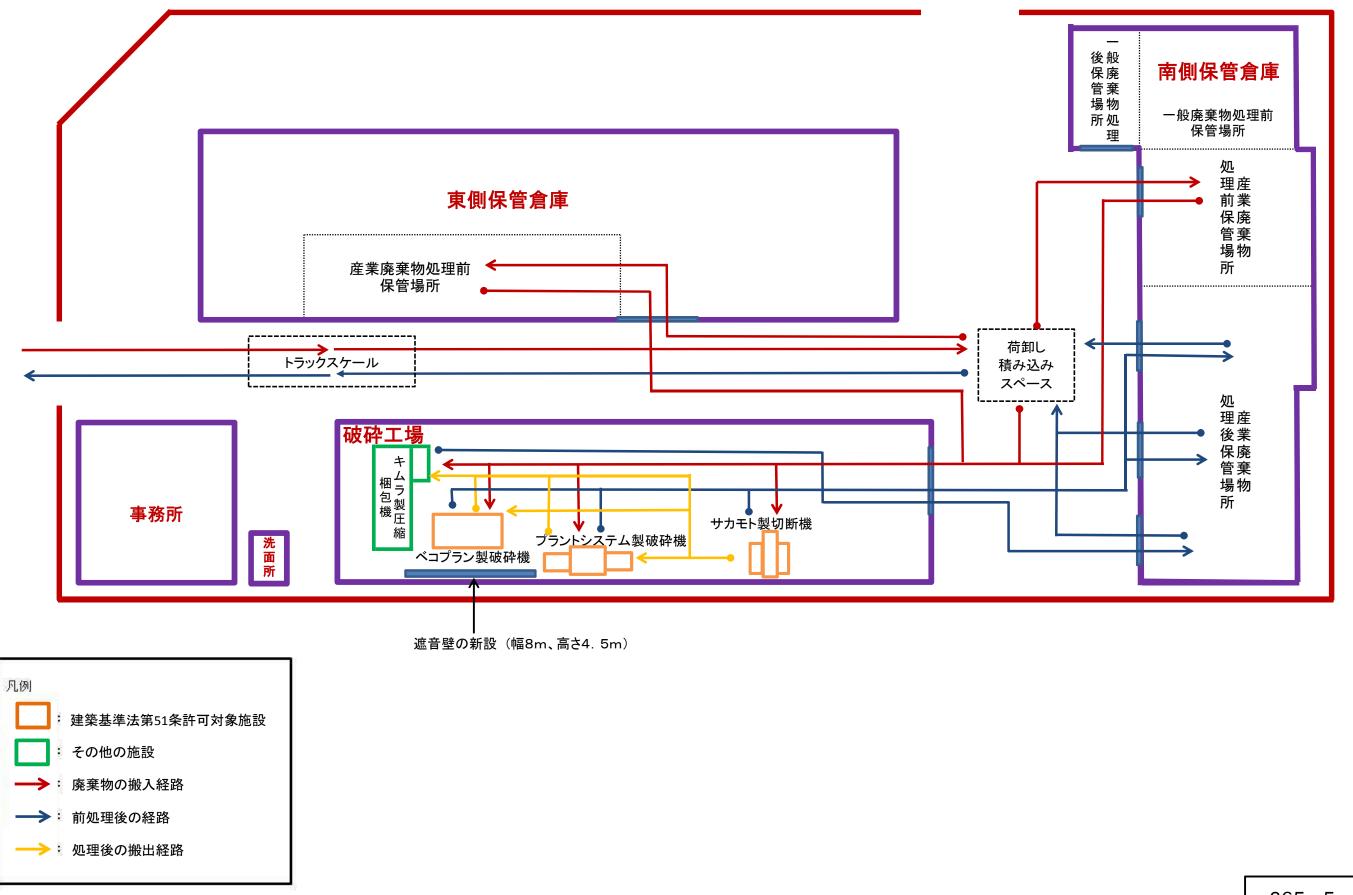
運搬計画(搬入出経路図)



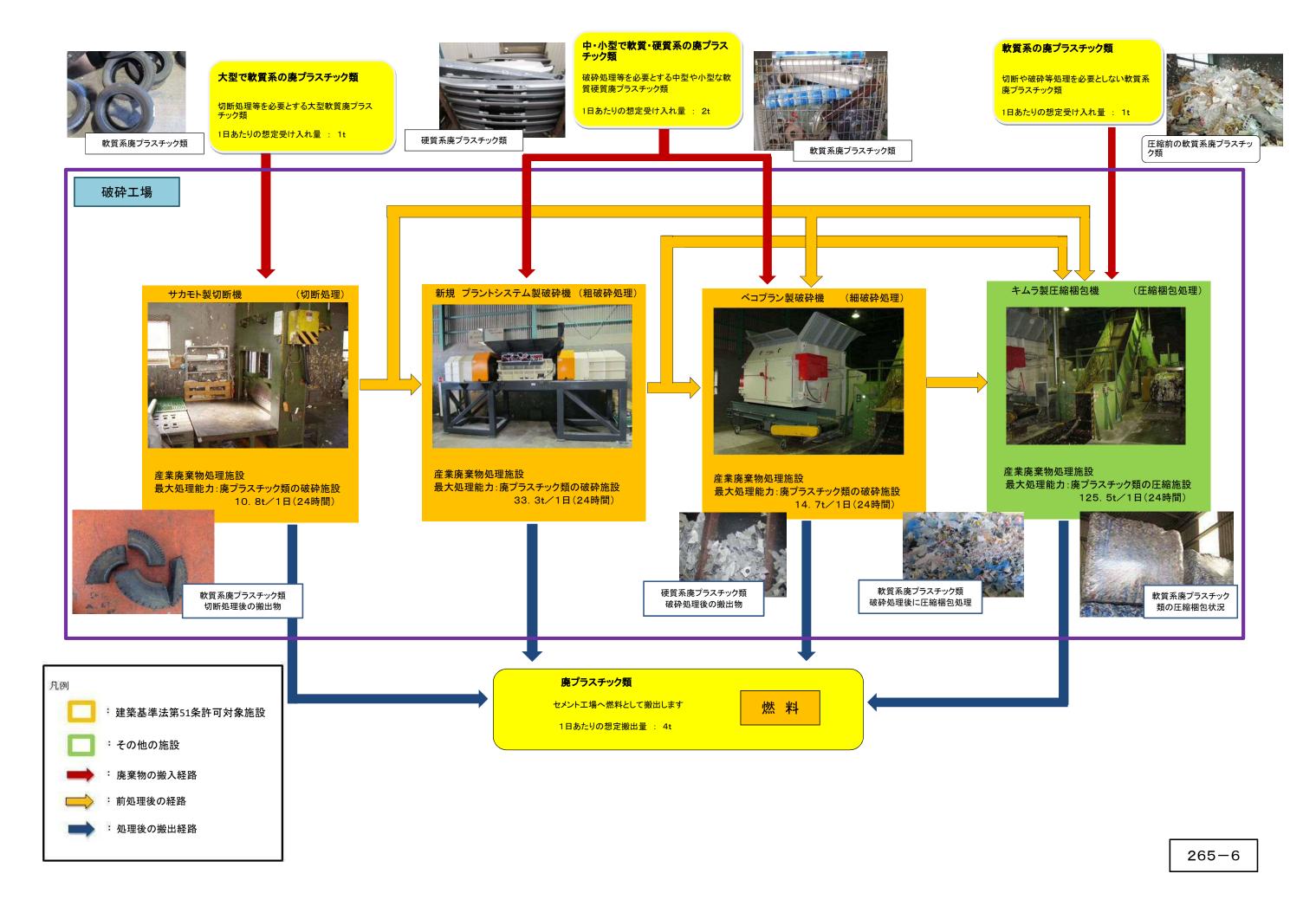
配置図



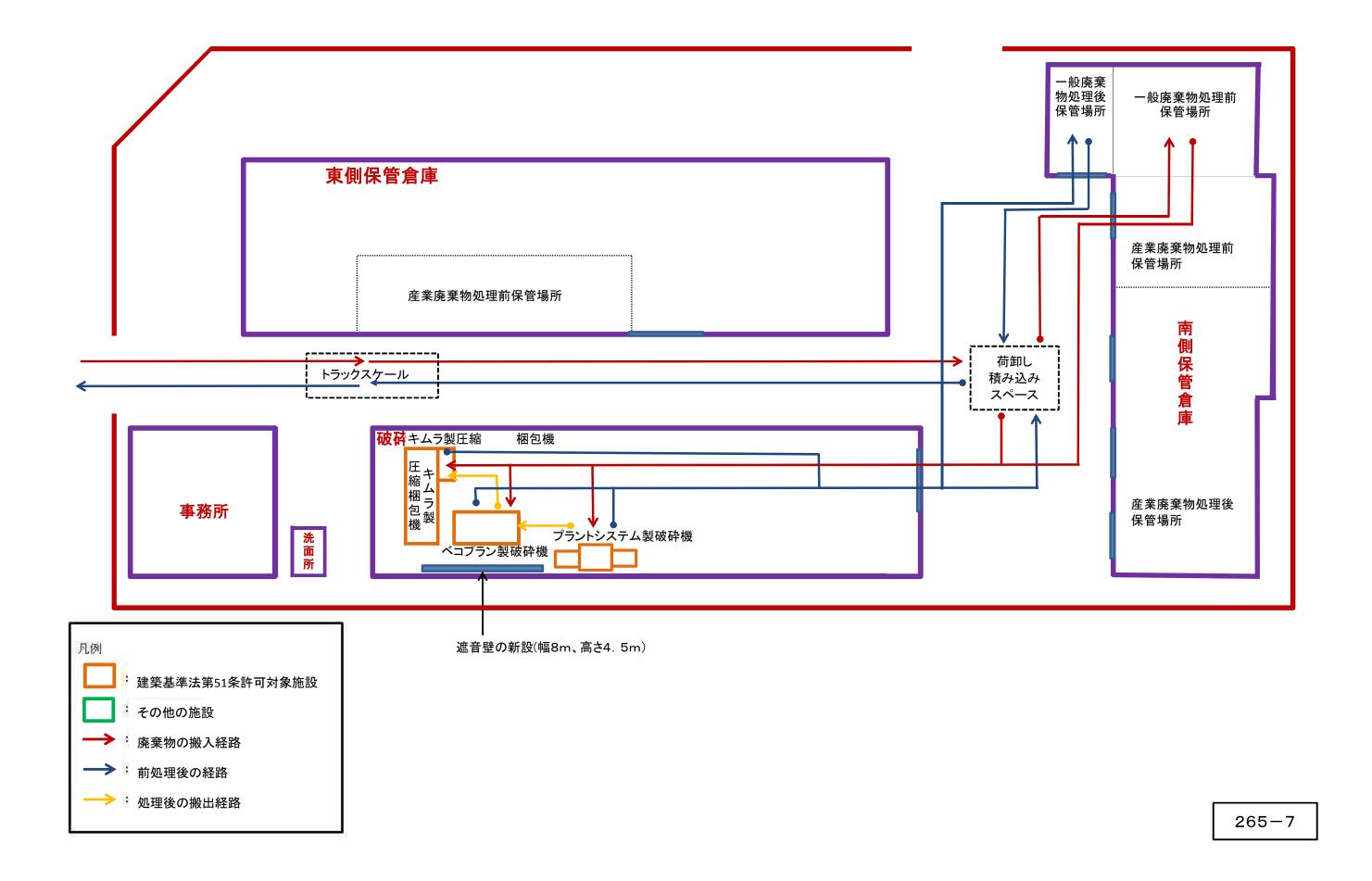
産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破砕施設)操業フロ一図



産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類の破砕施設)処理フロ一図



一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)操業フロ一図



一般廃棄物処理施設(ごみ処理施設)フロ一図

